

議案第62号

加西市の組織及びその事務分掌に関する条例の制定について

加西市の組織及びその事務分掌に関する条例を、別紙のとおり制定する。

令和5年9月1日提出

加西市長 高橋晴彦

加西市の組織及びその事務分掌に関する条例

加西市の組織及びその事務分掌に関する条例（平成20年加西市条例第1号）の全部を改正する。

（内部組織の設置）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の組織を設ける。

政策部

地域部

総務部

市民部

福祉部

産業部

建設部

環境部

（政策部の事務）

第2条 政策部においては、概ね次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 市の総合企画、調査及び調整に関すること。
- (2) 地域創生に関すること。
- (3) 公共交通に関すること。
- (4) 企業立地推進に関すること。
- (5) 危機管理に関すること。
- (6) 交通安全に関すること。
- (7) 情報化及び電算業務に関すること。
- (8) 他の組織の主管に属さない事項に関すること。

（地域部の事務）

第3条 地域部においては、概ね次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 自治組織に関すること。
- (2) 市民参画行政に関すること。
- (3) 人権施策の推進に関すること。
- (4) 観光に関すること。
- (5) 文化及びスポーツに関すること。

(総務部の事務)

第4条 総務部においては、概ね次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 秘書及び渉外に関すること。
- (2) 広報及び公聴に関すること。
- (3) 議会及び行政一般に関すること。
- (4) 法規及び文書に関すること。
- (5) 行政組織及び職員の人事に関すること。
- (6) 財政に関すること。
- (7) 業務改善に関すること。
- (8) 市有財産の管理及び契約に関すること。

(市民部の事務)

第5条 市民部においては、概ね次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 市税に関すること。
- (2) 戸籍及び住民基本台帳等に関すること。
- (3) 国民年金に関すること。
- (4) 国民健康保険に関すること。

(福祉部の事務)

第6条 福祉部においては、概ね次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 福祉施策の企画立案に関すること。
- (2) 社会福祉に関すること。
- (3) 健康づくりに関すること。
- (4) 介護保険に関すること。

(産業部の事務)

第7条 産業部においては、概ね次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 産業振興に関すること。
- (2) 労働行政に関すること。
- (3) 農林業に関すること。
- (4) ふるさと納税に関すること。

(建設部の事務)

第8条 建設部においては、概ね次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 公営住宅の建築、営繕及び管理に関すること。
- (2) 用地及び地籍に関すること。

- (3) 道路、橋梁、河川その他の土木に関すること。
- (4) 都市計画及び施設整備に関すること。
- (5) 公園及び緑地に関すること。

(環境部の事務)

第9条 環境部においては、概ね次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 下水道事業に関すること。
- (2) 環境保全に関すること。
- (3) 墓地及び斎場に関すること。
- (4) 廃棄物処理及び清掃に関すること。
- (5) 地球温暖化及び気候変動対策に関すること。

(臨時又は特別の事務分掌)

第10条 市長は、臨時又は特別の事務事業に関しては、第2条から前条までの規定にかかわらず、必要な事務分掌の定めをすることができる。

(委任)

第11条 第1条に規定する組織の内部組織その他この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年10月10日から施行する。

(加西市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

2 加西市水道事業の設置等に関する条例(昭和42年加西市条例第86号)の一部を次のように改正する。

第3条中「生活環境部」を「環境部」に改める。

(加西市都市計画審議会条例の一部改正)

3 加西市都市計画審議会条例(昭和44年加西市条例第33号)の一部を次のように改正する。

第8条中「都市整備部」を「建設部」に改める。

(加西市土地利用委員会設置条例の一部改正)

4 加西市土地利用委員会設置条例(昭和49年加西市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第11条中「ふるさと創造部」を「政策部」に改める。

(審議資料)

複雑、増大化する行政事務への対応及び多様化する市民要望に積極的に取り組む体制を構築し、かつ、市民にとってわかりやすい組織名とする機構改革を令和5年10月に行うため、加西市の組織及びその事務分掌に関する条例の全部を改正するもの。

令和5年度 行政組織改正案

施行日：令和5年10月10日

現行	
部	課
ふるさと創造部	秘書課
	人口増政策課
	鶉野未来課
	文化・観光・スポーツ課
	ふるさと創造課
	人権推進課
	新病院建設推進室
総務部	総務課
	デジタル戦略課
	危機管理課
	財政課
	管財課
	税務課
	収納課
健康福祉部	福祉企画課
	市民課
	国保医療課
	健康課
	長寿介護課
	地域福祉課
	新型コロナウイルスワクチン接種対策室
地域振興部	産業振興課
	農政課
	農林整備課
	きてみて住んで課
都市整備部	施設管理課
	用地課
	土木課
	都市計画課
	開発推進課
生活環境部	上下水道管理課
	上下水道課
	環境課
教育委員会	教育総務課
	学校教育課
	こども未来課
	生涯学習課
	図書館
	総合教育センター
議会事務局	
会計室・検査官	
選挙監査公平委員会事務局	
農業委員会事務局	
市立加西病院	
副市長直轄	機動処理グループ

改正後		備考
部	課	
政策部	政策課	人口増政策課の名称変更
	防災課	総務部から危機管理課を移管
	情報課	総務部からデジタル戦略課を移管
地域部	まちづくり課	ふるさと創造課の名称変更
	人権推進課	
	観光課	観光部門と鶉野未来課を統合
	文化スポーツ課	文化・観光・スポーツ課から分割
総務部	秘書課	ふるさと創造部から移管
	総務課	
	財政課	
	管財課	
市民部	税務課	総務部と健康福祉部から分割統合
	収納課	
	市民課	
	国保医療課	
福祉部	福祉企画課	
	地域福祉課	
	健康課	ワクチン対策室を統合
	長寿介護課	
産業部	産業課	産業振興課の名称変更
	農政課	
	農林整備課	
	ふるさと振興課	きてみて住んで課の名称変更
建設部	施設管理課	
	用地課	
	土木課	
	都市計画課	都市計画課から建築部門を分割 新病院建設をはじめ市建築事業の 集約化
	建築課	
環境部	開発課	開発推進課の名称変更
	上下水道管理課	
環境部	上下水道課	
	環境課	
	教育総務課	
教育委員会	学校教育課	
	こども未来課	
	生涯学習課	
	図書館	
	総合教育センター	
	議会事務局	
会計室・検査官		
選挙監査公平委員会事務局		
農業委員会事務局		
市立加西病院		
副市長直轄	機動処理グループ	